

道路整備に係る補助率等の嵩上げ措置の継続を求める意見書

道路は、地域経済の活性化や持続的な成長、住民の安全・安心な暮らしを支えるとともに、災害時には市民の命を守るライフラインとして機能するなど、住民生活に欠くことのできない重要な社会資本の一つである。

現在、道路事業においては、「道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」（以下「道路財特法」という。）の規定により、交付金事業等の補助率等の嵩上げがなされているが、平成29年度までの時限措置となっている。

道路整備の多くに交付金事業等を活用する地方において、道路財特法の嵩上げ措置の廃止は、新たな財政負担をもたらすこととなり、広い市域と中山間地を抱え、自動車への依存度が非常に高い本市においては、住民の安全・安心な生活環境の確保や医療・高齢者支援等の福祉政策等に大きな影響が及ぶこととなる。

また、機能的でコンパクトな都市づくり、便利で安全な道路網の整備、計画的な道路施設の更新も極めて困難となる。

よって、国におかれては、道路財特法の補助率等の嵩上げ措置について、平成30年度以降も引き続き、現行制度を継続するよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成29年9月29日

岐阜県関市議会

提出先

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣

財務大臣

総務大臣

国土交通大臣